

■ 寄附のお願い

<寄附金の「税額控除」適用法人として証明を受けました>

平成23年度の税制改正により、行政庁の証明を受けた公益社団法人・公益財団法人に対する個人の寄附金については新たに「税額控除」の仕組みが加わりましたが、公益財団法人公益法人協会は平成23年7月1日付でその証明を受けました。

これにより、当協会に対する個人の方の寄附については、確定申告の際、上記「税額控除」と従来の特定公益増進法人に対して寄附した場合に適用される「所得控除」の、いずれか一方の選択ができるようになりました。なお、法人様の寄附については、引き続き特定公益増進法人に対する寄附に適用される、別枠の損金参入をご利用いただくことができます。

[「寄附金に係る控除を受けるためのお手続きについて」](#)

公益法人協会は、公益法人など公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより、社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的として、その目的達成のために民間公益活動の普及啓発事業、民間公益組織の支援及び能力開発事業及び民間公益活動に係る組織・制度の調査研究とそれらに関する提言事業を実施しています。この事業に必要な資金は主に会員の方々の会費及び事業収入を充てていますが、今後さらにこれらの活動を拡大充実させるためには、是非とも多くの方々からの寄附金も必要です。本協会の事業活動にご理解とご賛同をいただき、是非ご寄附をお寄せいただくようお願い申し上げます。また、皆様からいただく寄附金は、本協会の「寄附金等取扱規程」に則り、有効に使用させていただきます。

[「寄附金等取扱規程」](#)

■ 寄附金の種類

本協会の寄附金は、次の3種類の形態があります。

① 一般寄附金：

本協会の会員又は本協会の会員を含む広く社会一般に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金です。寄附金額の50%以上を公益目的事業に使用するものです。（常時募集中です。）

② 特定寄附金：

本協会の会員又は本協会の会員を含む広く社会一般に用途を特定して一定期間、募金活動を行うことにより受領する寄附金です。募金に係る経費は、募金総額の30%以下とします。（現在募集しておりません。）

③ 特別寄附金：

以上2種類の寄附金のほか、個人または団体から受領する寄附金です。寄附者が寄附金の用途及び管理運営方法に条件を付けたい等の場合の寄附金です。

（注）金銭のほか金銭以外の財産権（有価証券等）を含みます。

※ 上記①～③は、いずれも本協会寄附金等取扱規程における名称です。例えば②の「特定寄附金」は、所得税法第78条第2項第2号の同名の寄附金を示すものではありませんが、①、③の寄附金と同じく、所得控除又は損金算入が適用されます。

■ 寄附のお申し込み

寄附をお申込みの場合は、ご面倒ですが「寄附申込書」に必要事項をご記入の上、本協会総務部まで郵送もしくはファックスでお送りください。なお「寄附申込書」のご請求は、本協会総務部にお問い合わせされるか、ホームページからも入手できます。

なお、特別寄附金の場合は、事前に本協会の事務局にお問い合わせください。

[「一般寄附金申込書」のダウンロード](#)

[「特定寄附金申込書」のダウンロード](#)

[「特別寄附金申込書」のダウンロード](#)

※ 寄附は、一回につき、5,000円以上とさせていただきます。

■ 寄附のお振込先口座

いずれも、お振込先名義は、「公益財団法人公益法人協会 理事長太田達男」です。

なお、恐れ入りますが、振込み手数料はご負担下さい。

◇ お振込み先

金融機関名	口座番号
ゆうちょ銀行振替口座	No. 00170-4-126036
三菱東京UFJ 銀行 駒込支店	普通預金 No. 0492523

■ 受領証明書の郵送

寄附金が入金されたことを確認した後、「寄附金受領証明書」を郵送いたします。本寄附は寄附金控除の対象となりますので、大切に保管しておいてください。

■ 税制上の優遇が受けられます

◇ 本協会は、特定公益増進法人です。

内閣総理大臣より「公益財団法人」としての認定（認定日は平成21年3月18日、法人登記日は同年4月1日）を受けておりますので、本協会への寄附金には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、所得税（個人）、法人税（法人）の控除が受けられます。

（注）特定公益増進法人とは、公益法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与すると認定されたもので、同法人に対する個人又は法人の寄附は以下に示すとおり税法上の優遇措置が与えられています。

また、冒頭に記したとおり平成23年度税制改正により、行政庁の証明を受けた公益社団法人・公益財団法人に対する個人の寄附金については新たに「税額控除」の仕組みが加わり、従来の「所得控除」との選択になりました。個人の寄附金については通常、税額控除の方が控除される額が多くなりますが、総所得金額等により異なる場合がありますのでご確認ください。

◇ 個人寄附の場合（所得控除又は税額控除）

その年の、対象団体に対して行った寄附合計額のうち2千円を超える金額につき適用されます。

《「所得控除」適用の場合》

$$\text{寄附金額} - 2\text{千円} = \text{所得控除額}$$

↑

総所得金額等の40%相当額が限度

《「税額控除」適用の場合》

$$(\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

↑

総所得金額等の40%が限度

↑

所得税額の25%相当額が限度

◇ 法人寄附の場合

通常の一般寄附金の損金算入限度額と同額以上が別枠として、損金算入が認められます。

事 例：

資本金が1億円、年中の所得金額が1,000万円の場合

(A) 一般損金算入限度額

$$= \{ (100,000,000\text{円} \times 2.5/1000) + (10,000,000\text{円} \times 2.5/100) \} \times 0.5 = 250,000\text{円}$$

(B) 別枠の損金算入限度額

$$= (100,000,000\text{円} \times 2.5/1000 + 10,000,000\text{円} \times 5.0/100) \times 0.5 = 375,000\text{円}$$

したがって、(A) (B) の合計金額（(A) + (B) = 625,000円）の損金算入が認められます。

■ 申告の方法

対象となる金額を記載し、確定申告書に本協会の発行する領収書（寄附金受領証明書）を添付する必要がありますので、必要書類の発行は、本協会総務部までお問い合わせください。また、詳細についてはお近くの税務署にお問い合わせください。

■ 寄附についてのお問合せ先

公益財団法人 公益法人協会 総務部（担当：加藤）

住 所 113-0021 東京都文京区本駒込2-27-15

電 話 03-3945-1017（代表） FAX 03-3945-1267

E-mail info@kohokyo.or.jp

以上